

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 42号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第1項第1号若しくは第5号に掲げる事務に係る」を削り、同条第14号中「京都市証明等手数料条例別表第6に掲げる」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2第3項に規定する事務に係る」に、「区役所，区役所支所，区役所出張所」を「マイナンバーカードセンター」に改める。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

(会計室)